

## 武蔵野市立学校改築懇談会設置要綱の一部改正について

### 1 懇談会等の設置及び運営に関する指針・ガイドラインに基づく改正箇所

- (1) 任期に係る記載の削除
- (2) 委員長（会の招集等）に係る記載の変更

### 2 改正内容

改正前	改正後	説明
<p>(構成)</p> <p>第3条 懇談会は、別表に掲げる者及び同表に掲げる職にある者をもって構成し、教育委員会が<u>指名</u>する。</p> <p>(座長及び副座長)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>座長は会務を総括し、懇談会を代表する。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第5条 <u>委員の任期は、指名の日から改築校に関する実施設計が終了した日までとする。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第6条 懇談会の会議は、必要に応じて<u>座長</u>が招集する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条から第9条まで</p>	<p>(構成)</p> <p>第3条 懇談会は、別表に掲げる者及び同表に掲げる職にある者をもって構成し、教育委員会が<u>招集</u>する。</p> <p>(座長及び副座長)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 懇談会の会議は、必要に応じて<u>教育企画課学校施設担当課長</u>が招集する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条から第8条まで</p>	<p>字句の改正</p> <p>項の削除</p> <p>項の繰上げ</p> <p>条の削除</p> <p>条の繰上げ 字句の改正</p> <p>条の繰上げ</p>

#### 付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

### 3 改正に伴う改築懇談会の運営方法について

⇒ 運営に関しては、大きな変更はありません。会議の招集者が、教育企画課学校改築担当課長になります。

- ・ 今後は、委員委嘱や任期の指定を行いませんが、実施設計が終了する令和6年度まで、会議へのご協力をお願いいたします。
- ・ 委員の依頼は、年度ごとに行う予定です。